

平成18年度井手町臨時職員（非常勤）の登録者の募集について

平成18年2月7日

京都府綴喜郡井手町

平成18年度井手町臨時職員（非常勤）の登録者を、次のとおり募集します。

1. 募集職種及び応募資格

井手町臨時職員（非常勤）

職 種	応 募 資 格
事 務 員	昭和31年4月2日以降に生まれた者で高校卒業以上の者又は、平成18年3月末日で卒業見込の者（又は、これらと同等程度の学力を有する者）
調 理 員	昭和31年4月2日以降に生まれた者で調理師資格を有する者又は、平成18年3月末日で調理師資格取得見込の者
保 育 士	昭和31年4月2日以降に生まれた者で保育士資格を有する者又は、平成18年3月末日で保育士資格取得見込の者
保育士助手	昭和31年4月2日以降に生まれた者で児童福祉（保育）に対して、熱意のある者（保育士資格必要なし）
送迎バス 運 転 手	大型免許を有する者
処 理 場 労 務 員	昭和21年4月2日以降に生まれた者
看護師もしくは 保健師	昭和21年4月2日以降に生まれた者で看護師もしくは保健師の資格を有する者
図 書 館 事 務 員	昭和31年4月2日以降に生まれた者で高校卒業以上の者又は、平成18年3月末日で卒業見込の者で図書館事務に対して、熱意のある者
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 指 導 員	高校卒業以上の者又は、平成18年3月末日で卒業見込の者で児童育成の指導に対して、熱意のある者
文化財発掘作業員 文化財調査補助員 文化財整理員	文化財発掘調査等に対して、熱意のある者

勤務時間については、井手町臨時職員(非常勤)取扱要綱の規定により、定める時間。

保育士助手については、概ね7:30~9:30、11:00~14:00、16:00~18:00のいずれかの勤務時間で勤務できる方、また、放課後児童クラブ指導員については、月曜日から金曜日は授業終了後から午後6時まで、土曜日及び学校休業日等は午前8時30分から午後6時までの勤務時間で勤務できる方。いずれの場合も別途協議いたします。

- ・ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

2. 応募受付期間

平成18年2月13日(月)から平成18年3月3日(金)まで。

ただし、上記期間の土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までは除く。)

3. 応募方法

「井手町臨時職員(非常勤)登録申込書」(井手町総務部総務課にあります。)
又は、市販の履歴書に必要な事項を記入し、井手町役場総務部総務課まで提出してください。

4. 採用決定

(1) 決定の方法 申込のあった方を、臨時職員登録者名簿に登録し、採用は職員に欠員が生じた場合など必要に応じて、順次この登録者名簿登載者の中から選考します。

なお、登録期限は平成19年3月31日まで。

(2) 採用期間 採用を決定した者の採用期間は、必要に応じて決定します。

5. 賃金

賃金は、井手町臨時職員(非常勤)取扱要綱に基づき支給します。

6. その他

この募集についての問い合わせは、下記まで連絡ください。

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67番地
井手町役場総務部総務課

0774 82 2001

内線24番